

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

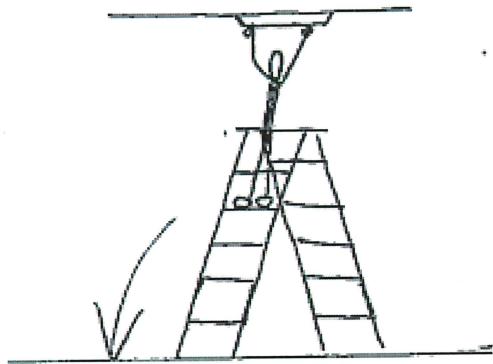
災害発生情報 No.152

令和7年4月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	非鉄金属製造業	経験年数	6年	年齢	30歳代
発生年月	令和7年3月	発生時刻	16時台		
発生状況	脚立を使用し、天井の蛍光灯を交換していたところ、約1.5メートル（脚立の4段目）の位置からバランスを崩し、飛び降りた際に足首をひねった。				
負傷の程度／部位	関節の障害/足首		休業見込期間 若しくは死亡	1週	



1 原因

何らかの原因により脚立上でバランスを崩したこと

2 対策

（踏み面等の構造が不明ですが）墜落の危険性が相対的に低い、手すり付き脚立、ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台などの使用を検討すること

（図はイメージ）

◆安全衛生の窓◆

一度発生すると重篤化しがちな高所からの墜落・転落災害を取り上げました。

脚立上でバランスを崩すと、体勢を戻すことが困難となるため、3点支持の姿勢をとりましょう（通常は両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることをいいますが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持となります）。また、高さに関わらず墜落時保護用の保護帽を着用しましょう。

脚立やはしごがある事業場も多いかと思いますが、労働安全衛生規則で定められた主な事項として、移動はしご（第527条）については、1. 丈夫な構造であること 2. 材料は著しい損傷、腐食等がないこと 3. 幅は30センチメートル以上であること 4. すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置、が求められており、脚立（第528条）については、1. 丈夫な構造であること 2. 材料は著しい損傷、腐食等がないこと 3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備えること 4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有すること、との規定があります。

詳細は「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」リーフレットをご覧ください（下記二次元コード内リーフレットにリンクがあります）。

